1　法令等の届出早見表

□　届出の種類
■　届出の期日

法令等 ＼ 事由	水質			大気	ダイオキシン	騒音	振動	地下水	土壌汚染		公害防止管理・統括者
	水質汚濁防止法	市公害防止条例	県良好な生活環境の保全に関する条例	大気汚染防止法及び県条例	ダイオキシン類対策特別措置法	騒音規制法及び市条例の騒音項目	振動規制法	市公害防止条例	土壌汚染対策法	市公害防止条例	公害防止組織の整備に関する法律
特定施設等を設置する時	□設置届 ■設置工事の60日前 ※粉じん発生施設は、設置前まで					□設置届 ■設置工事の30日前		□地下水採取届 ■地下水採取の15日前			
特定施設等の構造、使用、数等に関する変更があった時	□変更届 ■変更の工事の60日前 ※粉じん発生施設は、変更前まで					□変更届 ■変更の工事の30日前					
氏名・事業所名・住所等の変更があった時	□氏名変更届 ■変更の日から30日以内										
特定施設を承継する時	□承継届 ■承継の日から30日以内										
特定施設等を廃止する時	□廃止届 ■廃止の日から30日以内								□土壌汚染状況調査 ■廃止の日から120日以内 □ただし書き確認申請（要件に該当の場合） ■廃止の日から120日以内	□特定有害物質使用事業所廃止届（一部廃止含む）	
特定の工事を行なう時				□特定粉じん排出等作業実施届 ■作業開始日の14日前		□特定建設作業実施届 ■作業開始日の7日前					
調査・検査・記録等の報告					□ダイオキシン類測定結果報告 ■前回の測定から1年以内			□地下水揚水量報告 ■年度末から1月以内		□有害物質使用状況調査 ■1年に1回 □廃止時調査記録 ■廃止届に添付	
法令等が変更されたことにより現在の事業所が規制対象となる場合	□使用届 ■変更の日から30日以内(県条例の特定施設は60日以内)										
その他	□水質測定記録 ■測定後3年間保存(届出不要) □改善措置完了届 ■勧告又は命令に基づく措置を完了してから速やかに □事故時の措置及び届 ■直ちに必要な措置を講じて速やかに			□ばい煙測定記録 ■測定後3年間保存 （届出不要）					□承継届（ただし書き確認を得た後の土地） □土地利用方法変更届（ただし書き確認を得た後の土地） □形質変更時の届出（ただし書き確認を得た後の土地） □一定規模以上の形質変更の届出 □汚染土壌搬出時の届出 □その他	□土壌汚染状況調査届（自主的土壌調査により汚染が判明した場合）	□管理者・管理主任・統括者の選任（死亡・解任）届 ■選任（死亡・解任）から30日以内 □管理者・管理主任・統括者の承継届 ■承継の日から30日以内